

奈良県告示第四百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		縦覧場所
区域の名称	区域	区域の名称	区域	
斑鳩町神南 （〇〇一） 急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図 のとおり	斑鳩町神南 （〇〇一） 急傾斜地崩 壊特別警戒 区域	次の平面図 のとおり	土砂災害警戒 区域等におけ る土砂災害防 止対策の推進 に関する法律 施行令（平成 十三年政令第 八十四号）第 四条に規定す る衝撃に関す る事項
斑鳩町龍田 北（〇〇一） 急傾斜地	次の平面図 のとおり	斑鳩町龍田 北（〇〇一） 急傾斜地	次の平面図の とおり	
奈良県郡山 土木事務所 及び斑鳩町 役場総務課		奈良県郡山 土木事務所		奈良県郡山 土木事務所、 斑鳩町役場

斑鳩町三井 (〇〇二)	次 の 平 面 図 の と お り	斑鳩町三井 (〇〇二)	次 の 平 面 図 の と お り	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県郡山 土木事務所
斑鳩町三井 (〇〇一) 急傾斜地崩 壊警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	斑鳩町三井 (〇〇一) 急傾斜地崩 壊特別警戒 区域	次 の 平 面 図 の と お り	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県郡山 土木事務所 及び斑鳩町 役場総務課
斑鳩町龍田 西(〇〇三) (急傾斜地 崩壊警戒区 域)	次 の 平 面 図 の と お り	斑鳩町龍田 西(〇〇三) (急傾斜地 崩壊特別警 戒区域)	次 の 平 面 図 の と お り	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県郡山 土木事務所 及び斑鳩町 役場総務課
斑鳩町龍田 西(〇〇二) (急傾斜地 崩壊警戒区 域)	次 の 平 面 図 の と お り	斑鳩町龍田 西(〇〇二) (急傾斜地 崩壊特別警 戒区域)	次 の 平 面 図 の と お り	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県郡山 土木事務所 及び斑鳩町 役場総務課
斑鳩町龍田 西(〇〇一) (急傾斜地 崩壊警戒区 域)	次 の 平 面 図 の と お り	斑鳩町龍田 西(〇〇一) (急傾斜地 崩壊特別警 戒区域)	次 の 平 面 図 の と お り	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県郡山 土木事務所 及び斑鳩町 役場総務課
崩壊警戒区 域		崩壊特別警 戒区域			総務課及び 平群町役場 総務防災課

急傾斜地崩壊警戒区域		斑鳩町法隆寺(〇〇一)急傾斜地崩壊警戒区域			
		次の平面図のとおり			
急傾斜地崩壊特別警戒区域		斑鳩町法隆寺(〇〇一)急傾斜地崩壊特別警戒区域			
		次の平面図のとおり			
		次の平面図のとおり			
及び斑鳩町役場総務課		奈良県郡山土木事務所及び斑鳩町役場総務課			

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。